



経理の窓 6月号

平成29年6月1日号

梅雨入り前の貴重な晴れ間の休日に、ようやく冬物の衣類を夏物に、普段はできていない家具や収納用品などを動かして隙間の埃も大掃除、なかなか全部は、できないものですね。

今月の 税務 総務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第1期分の納付
社会 : 労働保険の申告と納付(7月10日迄)
保険 : 健康保険・厚生年金の算定基礎届(7月10日迄)

損金の額に算入される役員給与の見直し

国税庁のホームページに、『平成29年度法人税関係法令の改正の概要』が掲載されました。平成29年度の税制改正で、役員給与の損金不算入制度の整備が行われました。役員給与が損金の額に算入されるには、(1)定期同額給与、(2)事前確定届出給与、(3)一定の利益連動給与のいずれかに該当しなければなりません。今回の税制改正では、損金の額に算入される役員給与について、見直しが行われました。

(1) 定期同額給与の見直し

(改正前) 1ヶ月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与

(改正後) 源泉徴収等後の金額が同額である定期給与が追加されました。

- ・ 定期給与の各支給額から源泉税等の額を控除した後の金額が同額である場合には、各支給額は、同額であるものとみなすこととされました。

源泉税等の額とは、源泉徴収される所得税の額、特別徴収される地方税(市県民税)の額、社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料等)の額、これらに類するものの額の合計額をいいます。

〔適用時期〕平成29年4月1日以後に支給に係る決議(決議が行われない場合には支給)をする給与について、適用されます。

(2) 事前確定届出給与の見直し

(改正前) 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与
譲渡制限付株式による給与も対象

(改正後) 所定の時期に確定した数の適格株式・適格新株予約権を交付する給与が追加されました。譲渡制限付株式による給与が対象から除外されました。

- ・ 適格株式とは市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式をいいます。

〔適用時期〕平成29年10月1日以後に支給に係る決議(決議が行われない場合には支給)をする給与について適用されます。

(3) 一定の利益連動給与の見直し

(改正前) 業務執行役員に対して支給する利益連動給与で、一定の要件を満たすもの

- イ. 利益の状況を示す指標を基礎に算定
- ロ. 当該事業年度の指標に限定
- ハ. 確定額を限度とするもの
- ニ. 非同族会社が支給するもの

(改正後) **一定の業績連動給与**を損金の額に算入することとされました。

- イ. 算定指標に株価・売上高を追加
- ロ. 複数年度等の指標を追加
- ハ. 株式・新株予約権の確定した数を限度とするものを追加
- ニ. 非同族会社の100%子会社が支給するものを追加

[適用時期] 平成29年4月1日以後に支給に係る決議（決議が行われない場合には支給）をする給与に適用

ハ. は、平成29年10月1日以後に支給に係る決議（決議が行われない場合には支給）をする給与に適用

(4) 退職給与及び新株予約権による給与に係る取扱いの見直し

(改正前) 退職給与・新株予約権による給与は、(1)～(3)にかかわらず、損金算入

(改正後) 退職給与のうち業績連動給与に該当するものを(3)の対象とし、新株予約権による給与を(2)・(3)の対象とし、各要件を満たす場合に限り、損金算入

[適用時期] 平成29年10月1日以後に支給に係る決議（決議が行われない場合には支給）をする給与について適用されます。

●譲渡制限付株式・新株予約権による給与

(改正前) 自社の役員等に付与対象が限定

譲渡制限付株式については100%子会社の役員等を含む

(改正後) 子会社の役員等を付与対象に追加

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>